

平成二十五年四月二十三日受領
答 弁 第 四 九 号

内閣衆質一八三第四九号

平成二十五年四月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員小池政就君提出公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた規制の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小池政就君提出公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた規制の在り方に関する質問に
対する答弁書

お尋ねの情報伝達・取引推奨行為に対する規制については、金融商品取引法等の一部を改正する法律案として今国会に提出したところである。当該法律案では、上場会社等に係る会社関係者であつて、当該上場会社等に係る重要事実を知つたものについては、当該重要事実について公表がされたこととなる前に当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をさせることにより他人に利益を得させ、又は他人の損失の発生を回避させる目的をもつて行う場合に限り、他人に対し当該重要事実を伝達し、又は当該売買等を行うことを勧めてはならないとして、規制の対象となる行為を明確化しているところであり、御指摘の「企業の必要かつ正当な情報提供を萎縮させること」はないと考えている。